

警察と連携した「いじめ問題」への対応

三木市教育委員会 令和7年1月

- 各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。
- 学校でのいじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、早期に警察に相談・通報し、連携して対応する場合があります。
- 警察と連携した対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～



学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

I 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

暴行 (刑法第208条)	☐ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ☐ 無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	☐ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	☐ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	☐ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ☐ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	☐ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ☐ 財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	☐ 自転車を壊す。 ☐ 制服をカッターで切り裂く。

強 要 (刑法第 223 条)	☐ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅 迫 (刑法第 222 条)	☐ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第 230・231条)	☐ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
自殺関与 (刑法第 202 条)	☐ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)	☐ 同級生に対して自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し自己のスマートフォンに送らせる。 ☐ 同級生の裸の写真・動画を、友達1人や SNS 上のグループに送信して提供する。 ☐ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	☐ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

2 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等について

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
☐ 被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜き、被害の拡大や再発を防ぎ、寄り添い支える体制を構築します。 ☐ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関とも連携しつつ、傷ついた心のケアを行います。 ☐ 児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	☐ 適切に状況確認を行うとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行います。 ☐ いじめを行う背景として、特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、適切な指導や支援を行います。

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や学校の対応について丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等、インターネット上のいじめについては、契約者である保護者の協力が不可欠であり、学校と家庭が連携して対応に当たることが大切だと言われています。

【相談窓口】三木市子どもいじめ防止センター

相談日：月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始はお休み）午前9時～午後5時

TEL:0794-82-8110 メール相談は二次元バーコードから

